

社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会 役員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

制 定 平成 5 年 1 0 月 1 5 日

最新改正 平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員並びに評議員及び本会部会、分科会及び委員会等設置規程第 6 条に規定する委員会の構成員（行政関係者を除く。）に対する費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 役員並びに評議員及び各種委員会委員が、その職務を遂行するため会議に出席したときは、費用弁償として 1, 2 0 0 円を支給する。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は理事会で定める。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。